

基準 28 連結散水設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 配管は、次の各号によること。
 - (1) 配管は、専用とすること。
 - (2) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、次のア及びイによること。
 - ア 配管内は、高架水槽により常時充水しておくこと。当該高架水槽の材質は、基準10、第4項第2号の規定の例によること。
 - イ 高架水槽の容量は、1 m³以上とし、閉鎖型ヘッドまでの配管は、管の呼び径で40mm以上とすること。
 - (3) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合の管の呼び径は、1の送水区域の散水ヘッドの取り付け個数に応じ、表28-1に掲げる管の呼び径以上とすること。

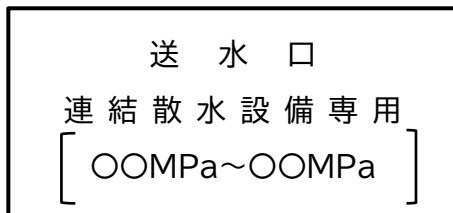
表28-1

散水ヘッドの取付け個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
管の呼び径(mm)	32	40	50	65	80

- 2 配管等の耐震措置は、基準10、第6項の規定の例によること。
- 3 送水口は、基準11、第5項第2号から第5号までの規定の例によるほか、送水口のホース接続口は、各送水区域ごとに設けること。ただし、任意の送水区域を選択できる選択弁を設ける場合は、この限りでない。
- 4 選択弁は、次の各号によること。
 - (1) 火災の際、延焼のおそれのない場所で、操作及び点検に容易な屋外の位置に設けること。
 - (2) 選択弁の設置位置には、当該弁である旨の標識及び受け持つ送水区域を明示しておくこと。
 - (3) 1の送水口に接続する選択弁の数は、3以下とすること。
- 5 散水ヘッドは、次の各号によること。
 - (1) 開放型ヘッドは、安全センターの認定品とすること。
 - (2) 閉鎖型ヘッドは、規則第30条の3第1号への規定に基づく告示基準が示されるまでの間、閉鎖型スプリンクラーヘッド（小区面型ヘッド及び側壁型ヘッドを除く。）を用いること。
 - (3) 散水ヘッドの放水圧力及び放水量は、0.5Mpa以上で、かつ、180/min以上であること。
 - (4) 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように設けること。
 - (5) 散水ヘッドの取付け面の高さが2.1m以下の部分は、散水ヘッドの散水分布特性に応じ、それぞれの取付け間隔を考慮して設けること。

- 6 散水ヘッドの設置を免除することができる部分の取扱いは、次の各号によること。
- (1) 規則第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」には、化粧室、洗濯場及び脱衣場が含まれる。
 - (2) 規則第30条の2第3号の「エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室」には、ボイラー室、ポンプ室、冷凍機室、乾燥室及びオイルタンク室が含まれる。この場合において、ボイラー室、乾燥室及びオイルタンク室には、他の有効な消火設備を設置すること。
 - (3) 規則第30条の2第3号の「通信機器室、電子計算機室その他これらに類する室」には、電子顕微鏡室、電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室及び防災センターが含まれる。
 - (4) 規則第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器が含まれる。
 - (5) 規則第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」には、吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及びダムウエーターの昇降路が含まれる。
- 7 標識は、次によるほか、2以上の送水区域がある場合は、送水口及び送水区域ごとに色別に表示すること。

連結散水設備の送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識



大きさ:短辺…100mm以上
 :長辺…300mm以上
 色 :地 … 赤
 :文字… 白